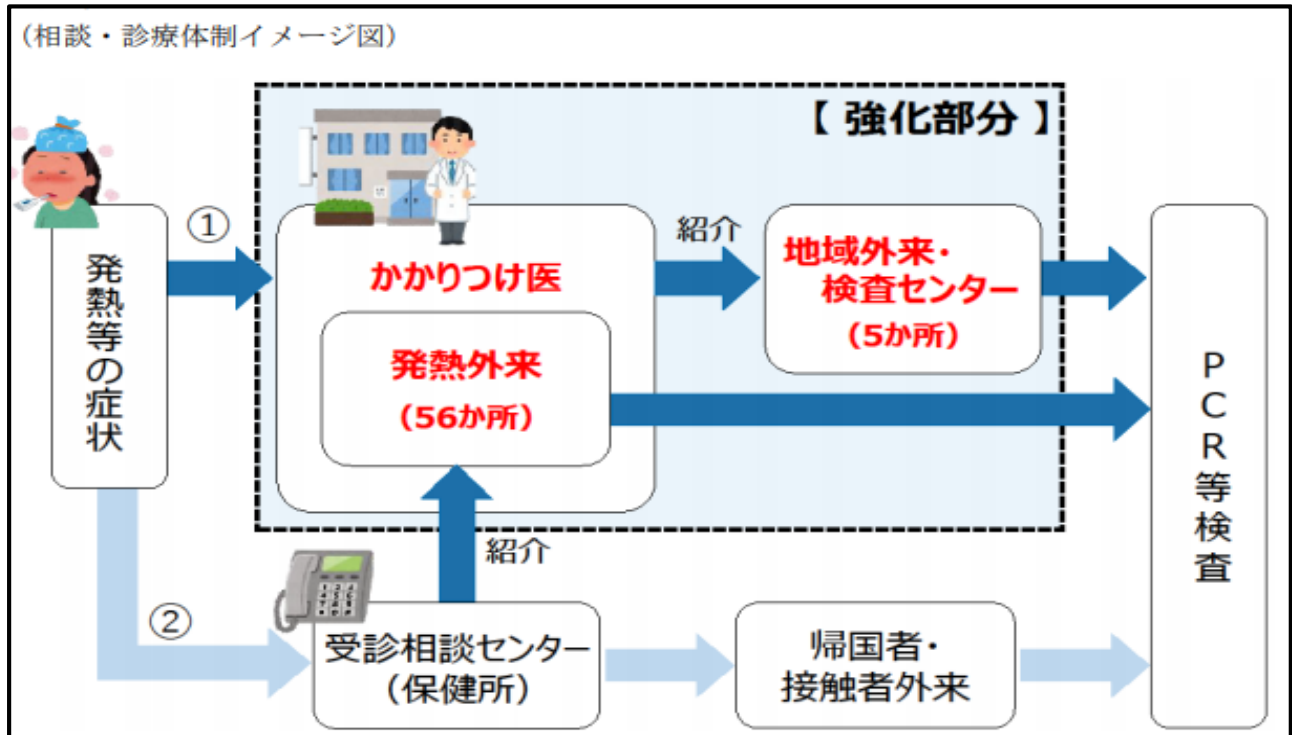


【新型コロナウイルス感染症保健所及び医療機関への相談基準】

堺市・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた 相談・診療体制の強化

○堺市では2020年11月をめぐり、発熱等の症状がある場合、これまでの相談先であった受診相談センターから、原則として、かかりつけ医やお近くの医療機関等に電話等で連絡していただく方法に変更し、今まで以上に相談しやすい体制を構築いたしました。相談・診療体制のイメージは下記のとおりです。



発熱や風邪等の症状があるときは、
受診前に必ずお電話を

発熱や風邪等の症状があるときは、

- ① かかりつけ医または、お近くの医療機関にお電話等でご相談ください
- ② 受診する医療機関が見つからない場合は、相談センター(保健所)にご相談ください

TEL:072-228-0239 FAX:072-222-9876